

令和3年5月26日

保護者の皆様へ

沖縄県立沖縄水産高等学校
校長 福地 修

本県においては、新型コロナウイルス感染者が急増しております。

本校においては、学校内感染を防止するとともに県内の感染者数を減少させるため、県教育委員会からの指示により、児童生徒等に感染者が発生し、その感染者が感染可能期間中に登校していた場合は、

「原則として学級閉鎖等を実施いたします。」
御理解と御協力をお願いいたします。

※本対応は県内の新型コロナウイルス感染症新規感染者数が落ち着くまでの対応です。

- 1 閉鎖する範囲は感染者の状況により異なりますので、感染が判明した場合は、発症日や検査を受けた日等、学校へ速やかにお知らせください。
(閉鎖の例)
 - ・ 感染可能期間が平日で、部活動をおこなっていた場合→学級閉鎖＋部活動の停止
 - ・ " " 平日で、実習等を行っていた場合→実習に関わった生徒の出席停止
 - ・ " " 土日で、部活動を行っていた場合→部活動のみ停止
- 2 学級閉鎖等を行う場合等の各御家庭への連絡については、ホームページにて行います。
- 3 学校は、学級閉鎖等期間中の児童生徒の健康状態を把握する必要があります。学級閉鎖期間中は、1日2回(朝・夕)、お子様の体調を担当とのやりとりで活用している方法(LINEやメール等)でクラス担任へ報告してください。
- 4 臨時休業中に発熱等の風邪症状が出た場合は学校へ連絡し、医療機関を受診してください。(検査を受けられる医療機関の紹介はコールセンター098-866-2129へお尋ねください。)
- 5 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認し、その指示に従ってください。「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認してください。また、医師に自宅療養を指示された期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」といたします。
- 6 臨時休業等の解除は、有症状者がいないことを確認した上で行います。解除の目安は、臨時休業開始からおおむね3日としますが、感染状況等により短縮・延長する場合があります。
- 7 再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していることが条件になります。
- 8 陰性証明、治癒証明及び登校許可証等は全て不要であり、口頭で確認いたします。
- 9 部活動における大会参加についての確認事項
 - (1)陽性または濃厚接触者となった選手・職員については、保健所が指定する解除日まで、大会参加はできない。
 - (2)出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に該当する者で、濃厚接触者が特定されるまでの期間は大会参加できない。ただし、濃厚接触者の特定が終了し、濃厚接触者とされなかった者は大会参加できるが、その生徒は学級閉鎖等が解除されない限り、校内での部活動は参加できない。

沖縄県立沖縄水産高等学校
電話：098-994-3483
担当：教頭 大神 宏哉